

滋賀県道路占用料徴収条例の一部改正について

1 概要

- 道路占用料は、道路管理者である地方公共団体の条例で金額および徴収方法を定めることとされている。（道路法39条2項）
- この度、道路法施行令の一部改正（令和3年9月25日施行）により占用料の改正が行われたことから、条例の一部を改正する。

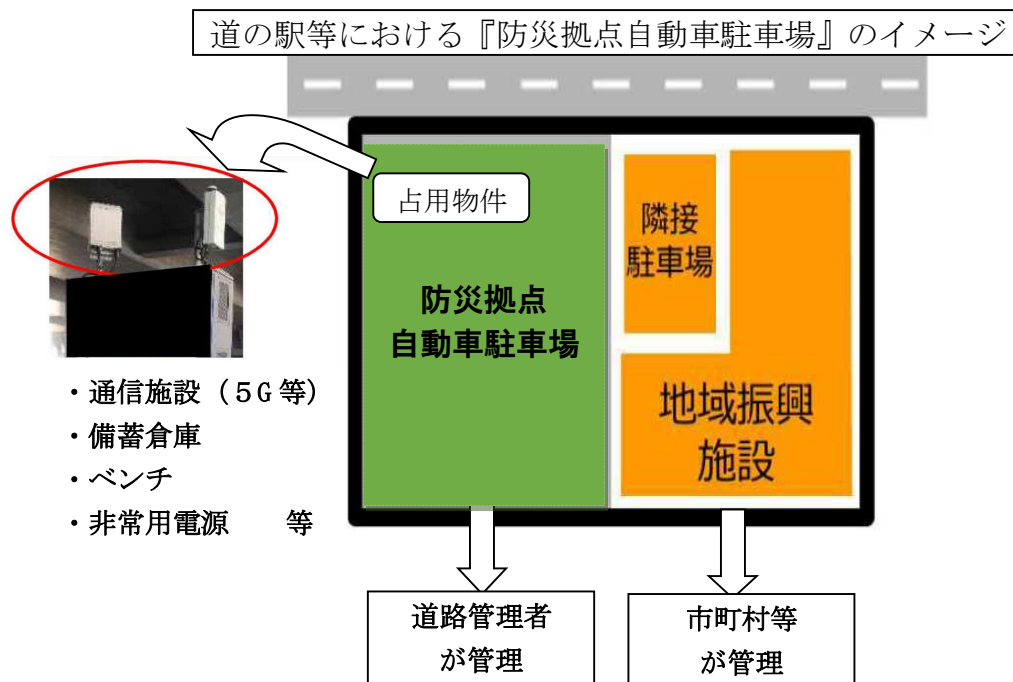
2 改正内容

・ 占用料単価項目の追加

防災拠点自動車駐車場内に設けられる通信施設や備蓄倉庫、非常用電源等が占用物件として追加されたことに伴い、道路占用料を新たに定める。

※防災拠点自動車駐車場とは…

災害時に防災拠点として利用するために国土交通大臣が指定する駐車場



滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）および道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）の一部改正により、防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設その他これらに類する施設で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要であると認められるものについての指定区間内の一般国道に係る道路占用料の額が定められたことに伴い、県道（指定区間外の国道を含む。以下同じ。）についてもこれに準じて定めるため、滋賀県道路占用料徴収条例（昭和 44 年滋賀県条例第 25 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 道路管理者以外の者が県道の防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設その他これらに類する施設で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要であると認められるものについて、道路占用料の額を定めることとします。（別表関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県道路占用料徴収条例新旧対照表

旧							新						
本則および付則 省略							本則および付則 省略						
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）						
省略							省略						
政令第7条第8号	トンネルの上または高架の道路の路に掲げる施設	占用面積 1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額	政令第7条第8号	トンネルの上または高架の道路の路に掲げる施設	占用面積 1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
	けるもの		Aに0.023を乗じて得た額					けるもの		Aに0.023を乗じて得た額			
	上空に設けるもの		Aに0.005を乗じて得た額					上空に設けるもの		Aに0.005を乗じて得た額			
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの		Aに0.008を乗じて得た額					地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの		Aに0.008を乗じて得た額			
	階数が1のもの		Aに0.01を乗じて得た額					階数が1のもの		Aに0.01を乗じて得た額			
	階数が2のもの							階数が2のもの					
	階数が3のもの							階数が3のもの					
	以上のもの							以上のもの					
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額					その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額			
政令第7条	建築物		Aに0.01	Aに0.01	Aに0.01	Aに0.02	政令第7条	建築物		Aに0.01	Aに0.01	Aに0.01	Aに0.02

条第9号	
に掲げる	
施設	その他のもの
政令第7	建築物
条第10号	その他のもの
に掲げる	
施設およ	
び自動車	
駐車場	
政令第7	トンネルの上また
条第11号	は高架の道路の路
に掲げる	面下に設けるもの
応急仮設	
建築物	上空に設けるもの
	その他のもの
政令第7	条第12号に掲げる
器具	
政令第7	トンネルの上また
条第13号	は自動車専用道路

4を乗じ	6を乗じ	9を乗じ	3を乗じ
て得た	て得た	て得た	て得た
額	額	額	額
Aに0.01	Aに0.01	Aに0.01	Aに0.01
を乗じ	2を乗じ	3を乗じ	6を乗じ
て得た	て得た	て得た	て得た
額	額	額	額
Aに0.023を乗じて得た額			
Aに0.01	Aに0.01	Aに0.01	Aに0.01
を乗じ	2を乗じ	3を乗じ	6を乗じ
て得た	て得た	て得た	て得た
額	額	額	額
Aに0.01	Aに0.01	Aに0.01	Aに0.02
4を乗じ	6を乗じ	9を乗じ	3を乗じ
て得た	て得た	て得た	て得た
額	額	額	額
Aに0.023を乗じて得た額			
Aに0.033を乗じて得た額			
Aに0.033を乗じて得た額			
Aに0.01	Aに0.01	Aに0.01	Aに0.02
4を乗じ	6を乗じ	9を乗じ	3を乗じ

条第9号	
に掲げる	
施設	その他のもの
政令第7	建築物
条第10号	その他のもの
に掲げる	
施設およ	
び自動車	
駐車場	
政令第7	トンネルの上また
条第11号	は高架の道路の路
に掲げる	面下に設けるもの
応急仮設	
建築物	上空に設けるもの
	その他のもの
政令第7	条第12号に掲げる
器具	
政令第7	トンネルの上また
条第13号	は自動車専用道路

4を乗じ	6を乗じ	9を乗じ	3を乗じ
て得た	て得た	て得た	て得た
額	額	額	額
Aに0.01	Aに0.01	Aに0.01	Aに0.01
を乗じ	2を乗じ	3を乗じ	6を乗じ
て得た	て得た	て得た	て得た
額	額	額	額
Aに0.023を乗じて得た額			
Aに0.01	Aに0.01	Aに0.01	Aに0.01
を乗じ	2を乗じ	3を乗じ	6を乗じ
て得た	て得た	て得た	て得た
額	額	額	額
Aに0.01	Aに0.01	Aに0.01	Aに0.02
4を乗じ	6を乗じ	9を乗じ	3を乗じ
て得た	て得た	て得た	て得た
額	額	額	額
Aに0.023を乗じて得た額			
Aに0.033を乗じて得た額			
Aに0.033を乗じて得た額			
Aに0.01	Aに0.01	Aに0.01	Aに0.02
4を乗じ	6を乗じ	9を乗じ	3を乗じ

に掲げる 施設	(高架のものに限 る。)の路面下に設 けるもの	て得た 額	て得た 額	て得た 額	て得た 額
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額			
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額			

注 省略

に掲げる 施設	(高架のものに限 る。)の路面下に設 けるもの	て得た 額	て得た 額	て得た 額	て得た 額
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額			
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額			
政令第7条第14号に掲げる 施設		Aに0.033を乗じて得た額			

注 省略